

昭和43年10月1日

規則第44号

(目的)

第1条 この規則は、補助金及び交付金（以下「補助金等」という。）の交付に関する事務の取扱いについて基本的事項を規定することによって補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

（平14規則72・平20規則88・一部改正）

(執行上の責務)

第2条 補助金等に係る予算の執行は、法令（条例及び規則を含む。以下同じ。）及び予算で定めるところに従い、公正かつ効率的でなければならない。

（平8規則33・平20規則88・一部改正）

(他の法令等との関係)

第3条 補助金等に関しては、他に特別の定めのあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

（平8規則33・一部改正）

(交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助金等の交付の対象となる事務又は事業（以下「補助事業等」という。）の実施前に市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) その他市長が必要と認める事項

（平8規則33・令2規則11・一部改正）

(交付の決定)

第5条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により補助金等の交付の決定をするものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（平14規則72・平14規則83・令2規則11・一部改正）

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（平8規則33・一部改正）

（計画変更の申請等）

第7条 補助金等の交付の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には遅滞なく補助事業等計画変更申請書（様式第3号）に第4条各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならないこととする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助事業等に要する予算を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助金等の交付の決定を受けた者は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは遅滞なく市長に報告してその指示を受けなければならないこととする。

3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合又は前項の報告があった場合には補助金等交付取消・変更通知書（様式第4号）により交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

（平8規則33・平14規則72・平14規則83・平20規則88・令2規則11・一部改正）

（関係書類の整備）

第8条 補助事業等を行う者（以下「補助事業者等」という。）は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類等を常に整備しておかななければならないこととする。

（平14規則83・平20規則88・令2規則11・一部改正）

（実績報告）

第9条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、その日から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 決算書又は決算見込書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（令2規則11・令4規則22・一部改正）

(補助金等の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるとき又は補助決定額を減額したときは、交付すべき補助金等の額を交付決定通知に基づき確定し、補助金等交付確定通知書(様式第5号)により当該補助事業者等に通知するものとする。

(平8規則33・平14規則83・平20規則88・一部改正)

(補助金等の交付)

第11条 補助金等は、前条により確定した額を補助事業等の終了後(補助事業等が継続して行われている場合は、各年度終了後)に交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業等の性質上その事業の終了前又は年度途中に交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して事前に概算額を交付することができる。
- 3 前項の交付を受けようとする補助事業者等は、補助金等概算交付申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならないこととする。
- 4 市長は、第2項の概算額の交付決定をしたときは、補助金等概算交付通知書(様式第7号)により補助事業者等に通知するものとする。

(平8規則33・全改、令2規則11・一部改正)

(決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者等が補助事業等に関して次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの規則に基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(平14規則83・平20規則88・令4規則10・一部改正)

(補助金等の返還)

第13条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

- 2 市長は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

(令4規則10・追加)

(違約加算金)

第14条 補助事業者等は、第12条の規定による取消しを受け、補助金等の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を請求された額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求された額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の違約加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を請求された補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金等の額に充てられたものとする。

(令4規則10・追加)

(他の補助金等の一時停止)

第15条 市長は、補助事業者等が補助金等の返還を請求され、当該補助金等又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

(令4規則10・追加)

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか補助金等の事務の取扱いに関し必要な事項は、市長が定める。

(平8規則33・旧第14条繰上、令4規則10・旧第13条繰下)

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平20規則88・旧附則・一部改正)

(下益城郡富合町の編入に伴う経過措置)

2 下益城郡富合町の編入の日前に旧富合町補助金等交付規則（平成9年規則第1号）の全部又は一部の適用を受けていた補助金等で、同日前に交付の申請又は決定がなされていた

ものの手続その他の行為については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(平20規則88・追加)

(下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入に伴う経過措置)

- 3 下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入の日前に旧城南町補助金等交付要項(平成元年告示第41号)の全部若しくは一部の適用を受けていた補助金等で、同日前に交付の申請若しくは決定がなされていたもの又は旧鹿本郡植木町において交付の申請若しくは決定がなされていた補助金等の手続その他の行為については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(平22規則52・追加)

附 則 (平成8年3月30日規則第33号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月26日規則第72号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年9月27日規則第83号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年10月3日規則第88号)

この規則は、平成20年10月6日から施行する。

附 則 (平成22年3月19日規則第52号)

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則 (令和2年3月16日規則第11号)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市補助金等交付規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (令和4年3月11日規則第10号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日規則第22号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年9月14日規則第56号)

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

補助金等交付申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所

申請者 名 称

代表者

熊本市補助金等交付規則第4条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助事業等の目的及び内容
- 3 補助対象事業費
- 4 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- 5 (その他)

様式第2号(第6条関係)

発第 号
年 月 日

住 所
申請者 名 称
代表者 様

熊本市長 印

補助金等交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度事業に対する補助金については、熊本市補助金等交付規則第5条の規定により下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助事業等の目的及び対象となる事業
- 3 補助対象事業費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象事業費	円
補 助 金 額	円
- 4 補助金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付する。
- 5 交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業等に要する予算を変更し、又は補助事業等の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業終了後30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに事業実績報告書及び決算書を市長に提出しなければならない。
 - (5) (その他)
- 6 補助の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が補助を不相当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は補助決定額を減じることがある。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還及び補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
- 7 前項に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の補助金等があるときは、当該他の補助金等の交付を一時停止することがある。
- 8 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
- 9 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

様式第3号(第7条関係)

補助事業等計画変更申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所

申請者 名 称

代表者

年 月 日付け 発第 号で補助金等交付決定通知のあった
年度事業については、下記のとおり計画変更したので御承認願います。

記

- 1 計画変更の内容
- 2 計画変更の理由
- 3 添付書類
補助金等交付決定通知書
- 4 (その他)

様式第4号(第7条関係)

発第 号
年 月 日

住 所

申請者 名 称

代表者 様

熊本市長 印

補助金等交付取消・変更通知書

年 月 日付け 発第 号で通知した 年度
事業に対する補助金については、熊本市補助金等交付規則第7条の規定により次のとおり
取消・変更したので通知します。

記

- 1 補助金 円
- 2 取消・変更の理由

様式第5号(第10条関係)

発第 号
年 月 日

住 所

名 称

代表者 様

熊本市長 印

補助金等交付確定通知書

年 月 日付け 発第 号で通知した 年度
事業に対する補助金については、熊本市補助金等交付規則第10条の規定により確定した
ので、下記のとおり通知します。

記

補 助 金 円

様式第6号(第11条関係)

補助金等概算交付申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所

申請者 名 称

代表者

年 月 日付け 発第 号で通知のあった 年度事業に係る補助金等について、下記のとおり概算交付いただきますようお願いいたします。

記

- 1 補助金等概算交付申請額 円
- 2 補助金等の概算交付申請理由

様式第7号(第11条関係)

発第 号
年 月 日

住 所

名 称

代表者 様

熊本市長 印

補助金等概算交付通知書

年 月 日付け 発第 号で通知した 年度
事業に係る補助金については、熊本市補助金等交付規則第11条の規定により下記のとおり概算交付する。

記

1 補助金等概算交付額

(交付の条件)

補助事業等終了後、次に掲げる実績報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 決算書
- (3) (その他)

様式第1号（第4条関係）

（平8規則33・追加、平20規則88・令2規則11・令5規則56・一部改正）

様式第2号（第6条関係）

（平8規則33・追加、平14規則72・平14規則83・平20規則88・令2規則11・令4規則22・令5規則56・一部改正）

様式第3号（第7条関係）

（平8規則33・追加、平14規則72・平20規則88・令2規則11・令5規則56・一部改正）

様式第4号（第7条関係）

（平8規則33・追加、平20規則88・令2規則11・令5規則56・一部改正）

様式第5号（第10条関係）

（平8規則33・追加、平20規則88・令2規則11・令5規則56・一部改正）

様式第6号（第11条関係）

（平8規則33・追加、平14規則72・平20規則88・令2規則11・令5規則56・一部改正）

様式第7号（第11条関係）

（平8規則33・追加、平20規則88・令2規則11・令5規則56・一部改正）